

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

- 要措置区域の指定の解除 (環境対策課) 一
- 有害図書類の指定 (共同参画社会推進課) 一
- 農用地利用配分計画の認可の申請 (農業振興課) 二
- 昭和六十二年宮城県告示第四百二十八号(海岸保全区域の指定)の一部改正 (農村整備課) 二
- 保安林の指定 (森林整備課) 四
- 保安林の指定の予定 (同) 四
- 道路の区域変更(二件) (道路課) 五
- 道路の供用開始(二件) (同) 五
- 都市計画事業の認可 (都市計画課) 六
- 土地改良区の定款変更の認可(二件) (北部地方振興事務所) 六
- 公 告 (農村振興課) 六
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (建築宅地課) 七
- 開発行為に関する工事の完了 (人事委員会) 七
- 人事委員会規則十一(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則 (収用委員会) 七
- 鳴瀬川野蒜事件裁決手続開始決定 七

## 告 示

ページ

○宮城県告示第五百六十二号  
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により指定した要措置区域の全部について、次のとおり指定を解除する。  
平成二十七年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定を解除する要措置区域

石巻市中央二丁目六十三番五の一部

二 要措置区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

シスー・ニージクロロエチレン及びテトラクロロエチレン

三 要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

○宮城県告示第五百六十三号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを

青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十七年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	エキサイティングマックス 6月号	(株)ぶんか社
二	雑誌	0209116 裏モノグッズ大全2015	(株)メディアソフト
三	雑誌	62880111 ナックルズ極めベスト未解決事件 vol.1	ミリオン出版(株)
四	雑誌	68514145 iPisベシヤル おとなのインターネット	(株)晋遊舎
五	雑誌	67607179 無法サイトナビゲーター	(株)晋遊舎
六	雑誌	67607160 BLACKサ・タブー vol.16	ミリオン出版(株)
七	雑誌	68514112 まんがアウトロー ひそかに遂行される残虐事件	(株)コアマガジン

八	書	銃器使用マニュアル第3版 ISBN9781417817101891	(株)データハウス
九	書	殺人者 戦慄の発言集 ISBN9781418653710261	(株)鉄人社

二 指定理由

図書類の内容が一の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、二から五の図書類にあつては著しく犯罪を誘発し、六の図書類にあつては著しく自殺を誘発し及び甚だしく残忍性を有し、七から九の図書類にあつては甚だしく残忍性を有するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第五百六十四号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社より農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十七年五月二十二日から平成二十七年六月五日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 申請年月日

平成二十七年五月十二日

三 縦覧場所

宮城県庁(農林水産部農業振興課)

○宮城県告示第五百六十五号

昭和六十二年宮城県告示第四百二十八号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県三陸南沿岸歌津海岸港地区海岸草木沢地先海岸に係る表を次のように改める。

宮城県 歌津海 港地区 草木沢地 基点A点

三陸南 岸 海岸 先海岸 本吉郡南三陸町歌津字草木沢一二二番の北緯三八度四四分

沿岸

五二秒九五二一東経一四一度三一分四九秒二六二九の地点  
補助点

- (1)点は、北緯三八度四四分五三秒二六七三東経一四一度三一分四八秒九四二〇の地点
- (2)点は、北緯三八度四四分五四秒六一七東経一四一度三一分五二秒〇三七二の地点
- (3)点は、北緯三八度四四分五三秒八三三〇東経一四一度三一分五二秒五五七〇の地点
- (4)点は、北緯三八度四四分五三秒〇一一一東経一四一度三一分五二秒六九三九の地点
- (5)点は、北緯三八度四四分五二秒七七二〇東経一四一度三一分五三秒七二五九の地点
- (6)点は、北緯三八度四四分五二秒八二一八東経一四一度三一分五五秒〇二六八の地点
- (7)点は、北緯三八度四四分五三秒〇六六二東経一四一度三一分五五秒四一八〇の地点
- (8)点は、北緯三八度四四分五二秒二〇五一東経一四一度三一分五五秒九六〇〇の地点
- (9)点は、北緯三八度四四分五一秒八五六四東経一四一度三一分五五秒〇七三一の地点
- (10)点は、北緯三八度四四分五一秒七一二七東経一四一度三一分五五秒一〇〇七の地点
- (11)点は、北緯三八度四四分五一秒六二五七東経一四一度三一分五四秒三六三三の地点
- (12)点は、北緯三八度四四分五一秒五〇六一東経一四一度三一分五四秒三〇一五の地点
- (13)点は、北緯三八度四四分五一秒五〇二七東経一四一度三一分五四秒三一六四の地点
- (14)点は、北緯三八度四四分五一秒三八一四東経一四一度三一分五四秒二七〇四の地点
- (15)点は、北緯三八度四四分五一秒三三一一東経一四一度三

- 一分五四秒三一・二三の地点
- (16) 点は、北緯三八度四四分五一秒三二八四東経一四一度三一分五四秒三六七〇の地点
- (17) 点は、北緯三八度四四分五一秒二五九九東経一四一度三一分五四秒四一四七の地点
- (18) 点は、北緯三八度四四分五一秒二四八八東経一四一度三一分五四秒四六二二の地点
- (19) 点は、北緯三八度四四分五一秒一七三四東経一四一度三一分五四秒五二五〇の地点
- (20) 点は、北緯三八度四四分五一秒一四五四東経一四一度三一分五四秒五一四四の地点
- (21) 点は、北緯三八度四四分五一秒一三六五東経一四一度三一分五四秒四七九九の地点
- (22) 点は、北緯三八度四四分五一秒一三三〇東経一四一度三一分五四秒四五一四の地点
- (23) 点は、北緯三八度四四分五一秒一〇五五三東経一四一度三一分五四秒四二一九の地点
- (24) 点は、北緯三八度四四分五一秒六六一三東経一四一度三一分五四秒三三九二の地点
- (25) 点は、北緯三八度四四分五一秒六二九二東経一四一度三一分五四秒二四六一の地点
- (26) 点は、北緯三八度四四分五一秒六七〇八東経一四一度三一分五四秒〇六八二の地点
- (27) 点は、北緯三八度四四分五一秒五〇九八東経一四一度三一分五四秒一〇二二の地点
- (28) 点は、北緯三八度四四分五一秒三〇七七東経一四一度三一分五四秒一四五〇の地点
- (29) 点は、北緯三八度四四分五一秒六九四八東経一四一度三一分五二秒四八一四の地点
- (30) 点は、北緯三八度四四分五一秒七八〇七東経一四一度三一分五二秒四九〇四の地点

- (31) 点は、北緯三八度四四分五一秒七九五三東経一四一度三一分五二秒四九一九の地点
- (32) 点は、北緯三八度四四分五一秒八二二九東経一四一度三一分五二秒四六七七の地点
- (33) 点は、北緯三八度四四分五一秒八四九三東経一四一度三一分五二秒三五五二の地点
- (34) 点は、北緯三八度四四分五一秒九〇五三東経一四一度三一分五二秒三七六四の地点
- (35) 点は、北緯三八度四四分五一秒九二二六東経一四一度三一分五二秒三六〇〇の地点
- (36) 点は、北緯三八度四四分五一秒三五四九東経一四一度三一分五二秒九八一七の地点
- (37) 点は、北緯三八度四四分五一秒六四六六東経一四一度三一分五二秒七二二三の地点
- (38) 点は、北緯三八度四四分五一秒六七五六東経一四一度三一分五二秒六九七六の地点
- (39) 点は、北緯三八度四四分五一秒六九二二東経一四一度三一分五二秒六八四六の地点
- (40) 点は、北緯三八度四四分五一秒七六八八東経一四一度三一分五二秒六六〇九の地点
- (41) 点は、北緯三八度四四分五一秒七七五八東経一四一度三一分五二秒六三〇三の地点
- (42) 点は、北緯三八度四四分五一秒八三三七東経一四一度三一分五二秒五六〇三の地点
- (43) 点は、北緯三八度四四分五一秒八六〇七東経一四一度三一分五二秒五七〇九の地点
- (44) 点は、北緯三八度四四分五一秒八九七一東経一四一度三一分五二秒六七六三の地点
- (45) 点は、北緯三八度四四分五一秒八七四六東経一四一度三一分五二秒七七三一の地点
- (46) 点は、北緯三八度四四分五一秒九〇〇〇東経一四一度三

- 一分五秒八五二八の地点
- (47)点は、北緯三八度四四分五一秒八七五八東経一四一度三一分五一秒九五六七の地点
- 一分五二秒〇二七二の地点
- (48)点は、北緯三八度四四分五一秒九〇〇一東経一四一度三一分五二秒〇七四三の地点
- (49)点は、北緯三八度四四分五二秒〇二四四東経一四一度三一分五二秒〇七四三の地点
- (50)点は、北緯三八度四四分五二秒〇一三〇東経一四一度三一分五二秒一二三四の地点
- (51)点は、北緯三八度四四分五二秒〇二二八東経一四一度三一分五二秒一二八七の地点
- (52)点は、北緯三八度四四分五二秒二八一東経一四一度三一分五一秒六二二三の地点
- (53)点は、北緯三八度四四分五二秒二八八三東経一四一度三一分五一秒六二〇五の地点
- (54)点は、北緯三八度四四分五三秒五八八八東経一四一度三一分五一秒五六七五の地点
- (55)点は、北緯三八度四四分五三秒八〇一九東経一四一度三一分五一秒四一一一の地点
- (56)点は、北緯三八度四四分五三秒八四七五東経一四一度三一分五〇秒九一六一の地点
- (57)点は、北緯三八度四四分五三秒七七七一六東経一四一度三一分五〇秒六九八二の地点
- (58)点は、北緯三八度四四分五三秒七七一三六東経一四一度三一分五〇秒五二九六の地点
- (59)点は、北緯三八度四四分五三秒七〇七一東経一四一度三一分五〇秒五一四四の地点
- (60)点は、北緯三八度四四分五三秒二三九二東経一四一度三一分四九秒六八八九の地点
- (61)点は、北緯三八度四四分五三秒一九九五東経一四一度三一分四九秒六七九四の地点

○宮城県告示第五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成二十七年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所  
本吉郡南三陸町志津川字黒崎一〇一の四

二 指定の目的  
潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

区域

① (62)点は、北緯三八度四四分五三秒一三六九東経一四一度三一分四九秒五六四〇の地点

A、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(22)、(23)、(24)、(25)、(26)、(27)、(28)、(29)、(30)、(31)、(32)、(33)、(34)、(35)、(36)、(37)、(38)、(39)、(40)、(41)、(42)、(43)、(44)、(45)、(46)、(47)、(48)、(49)、(50)、(51)、(52)、(53)、(54)、(55)、(56)、(57)、(58)、(59)、(60)、(61)、(62)及びAの各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域（座標は世界測地系による）

平成二十七年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒文字大明神二二二の三、二二二の六、鷹ノ巣二九の一〇

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 塩釜七ヶ浜多賀城線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
前A	A	前A	一一・〇 八三・五	一八〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する
九地先から 宮城郡七ヶ浜町花測浜字浜沼三八番一 九地先から 同郡同町花測浜字金色六六番三地先まで			一一・〇 八三・五	一八〇・〇	

で

後

七・〇  
一一五・五

二二五・〇

敷地の区分を  
いう。

○宮城県告示第五百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 塩釜七ヶ浜多賀城線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
前A	A	前A	九・二 一八・三	二二〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
八地先から 宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字長砂二〇番 八地先から 同郡同町菖蒲田浜字長砂一九番五二地 先まで			九・二 一八・三	二二〇・〇	

○宮城県告示第五百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜七ヶ浜 多賀城線	宮城郡七ヶ浜町花測浜字浜沼三八番一九地先から 同郡同町花測浜字金色六六番三地先まで	平成二十七年 五月二十二日

○宮城県告示第五百七十一号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。  
 その関係図面は、平成二十七年五月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十二日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜七ヶ浜 多賀城線	宮城県七ヶ浜町葛蒲田浜字長砂二〇番八地先から 同郡同町葛蒲田浜字長砂一九番五二地先まで	平成二十七年 五月二十二日

○宮城県告示第五百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十七年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

栗原市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

栗原都市計画道路事業

2 名称

三・四・三号一迫南線及び三・五・十五号駅前大通線

三 事業施行期間

平成二十七年五月二十二日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県栗原市築館伊豆二丁目、築館伊豆二丁目、築館伊豆三丁目及び築館伊豆四丁目地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第五百七十三号

加美郡西部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十七年五月十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年五月二十二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 増 子 友 一

○宮城県告示第五百七十四号

鶴田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十七年五月十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年五月二十二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 増 子 友 一

公 告

○県営鹿島台東部地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型）計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年五月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営鹿島台東部地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型）変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十七年五月二十二日から平成二十七年六月十九日まで

三 縦覧場所

鹿島台総合支所

四 意見書の提出について

- 1 提出期限 平成二十七年六月十九日
- 2 提出方法 宮城県北部地方振興事務所長宛て提出してください。  
送付先 〒九八九一六一一七 宮城県大崎市古川旭四丁目の一  
電子メールアドレス n h i n n b k s @ p r e f . m i y a g i . j p
- 3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りません。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。
- 4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、大崎市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別には回答しませんので、あらかじめ御了承願います。
- 5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年五月二十二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
黒川郡大衡村大衡字亀岡二番二十、二番二十一の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
黒川郡大衡村大衡字大童六十二番地  
高橋 彦一

人事委員会

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則十一―二―六十四

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）

の一部を次のように改正する。

別表第一登米市の項中「教育次長」を「部長」に改め、「理事」の下に「次長」を加え、同表富谷町の項中「会計管理者」の下に「部長」を加え、「経営企画課」を「企画政策課」に改め、「教育次長 課長 室長」を「教育次長 教育部長 課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成二十七年五月二十二日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 一 起業者の名称 国土交通大臣 太田 昭宏
- 二 事業の種類 一級河川鳴瀬川水系鳴瀬川河口部改修工事（右岸 宮城県東松島市野蒜字下沼地内 から同市野蒜字立石地内まで）
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
土地の所在 宮城県東松島市野蒜字下沼 地内

地番	地目		積		収用しようとする土地の面積
	公簿	現況	公簿	実測	
二八番	宅地	宅地	五六二・〇〇平方メートル	五六二・〇〇平方メートル	五六二・〇〇平方メートル

四 土地所有者の氏名及び住所

株式会社リコーダ

山形県山形市元木二丁目一番二三号

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

石巻地方広域水道企業団

宮城県石巻市蛇田字新上沼一六番地

権利の種類 使用借権

下水道管理者 東松島市

宮城県東松島市矢本字上河戸三六番地一

権利の種類 使用借権

六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十七年五月十一日